# 大分県事業承継資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領

平成30年4月1日 制定

### (趣旨)

1 大分県事業承継資金の融資事務に関しては、大分県事業承継資金特別融資要綱(以下「要綱」という。) に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

## (定 義)

2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

# (指定金融機関)

- 3 要綱第3条第1項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。
  - (1) 株式会社大分銀行
  - (2) 株式会社豊和銀行
  - (3) 大分信用金庫
  - (4) 大分みらい信用金庫
  - (5) 日田信用金庫
  - (6) 大分県信用組合
  - (7) 株式会社商工組合中央金庫
  - (8) 株式会社北九州銀行
  - (9) 株式会社伊予銀行

# (資金の使途)

4 融資の対象となる資金の使途は、事業承継の用に供するものに限る。ただし、経営者保証解除特別融資については、この限りでない。

# (融資限度額)

5 当資金の融資残高は、要綱別表2の融資限度額を超えてはならない。

#### (融資申込み受付時期)

6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、 この限りでない。

# (融資の申込手続)

7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県事業承継資金融資に係る通知書(様式1。以下「通知書」という。)3通に、別表に定める書類(以下「関係書類」という。)を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所(以下「商工会等」という。)又は主たる取引関係を有する指定金融機関に提出しなければならない。ただし、経営者保証解除特別融資については、申込中小企業者と与信取引を有する指定金融機関に提出しなければならない。

### (経営指導等)

8 商工会等は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画 及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機 関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書(様式3)を添えて速やかに保証協会に送付する ものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

#### (保証及び融資の決定等)

- 9 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。
  - (1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。ただ し、経営者保証解除特別融資については、連帯保証人を不要とする。
  - (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等に通知するものとする。
  - (3) 商工会等は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
  - (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

#### (債権管理)

- 10 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。
  - (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
  - (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当 該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

# (融資条件の変更)

- 11 融資条件の変更については、次のとおりとする。
  - (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
  - (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。
  - (3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式4)及び次のイ~ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。
    - イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。
    - ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

- ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。
- ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

# (融資状況の報告)

12 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式2)により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

区	分	添 付 書 類
		(1) 信用保証委託契約書(印鑑証明書添付)
		(2) 信用保証委託申込書
		(3) 法人にあっては連帯保証人明細書
		(4) 直近の決算書及び最近の試算表(各2通)
共	通	(5) 法人にあっては商業登記簿の謄本
		(6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し
		(7) 削除
		(8) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
		(9) 機械設備等の購入にあたっては見積書又は仮契約書、カタログ
		(10)土地・建物の取得にあたっては売買に係る仮契約書の写し、登記簿謄
		本
		(11)要綱第5条第1項第5号に該当する場合にあっては、承継円滑化法第
		1 2条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び認定申請の提出書
		類の写し
		(12)要綱第5条第1項第6号に該当する場合にあっては、承継円滑化法施行
		規則第16条の規定による都道府県知事の確認書の写し
		(13)要綱第5条第1項第7号に該当する場合にあっては、事業引継支援セ
		ンター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成した事業承継
		計画書の写し
		(14)要綱第5条第1項第8号に該当する場合にあっては、M&Aの事実関
個	別	係が確認できる書類の写し
		(15)要綱第5条第2項に該当する場合にあっては、承継円滑化法第12条の
		規定による都道府県知事の認定書の写し及び認定申請の提出書類の写し
		(16)要綱第5条第3項又は4項に該当する場合にあっては、イからハの書類
		。ただし、既往借入金を借り換える場合にあっては二、既往借入金を借
		り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときはホを、イか
		らハの書類に加えてそれぞれ添付すること。
		イ 事業承継計画書
		口 財務要件等確認書
		ハ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
		二 借換債務等確認書
		ホ 他行借換依賴書兼確認書
		へ 承継円滑化法第12条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び
		認定申請の提出書類の写し(要綱第5条第4項に該当する場合)

# 別 表

区	分	添 付 書 類
共	通	(1) ~(8)省略
		(9)~(15)省略
		(16)要綱第5条第3項又は4項に該当する場合にあっては、イからハの書類
		。ただし、既往借入金を借り換える場合にあっては二、既往借入金を借
		り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときはホを、イか
個	別	らハの書類に加えてそれぞれ添付すること。
		イ 事業承継計画書 (様式5)
		口 財務要件等確認書 (様式6)
		ハ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(様式7)
		二 借換債務等確認書 (様式8)
		ホ 他行借換依賴書兼確認書(様式9)
		へ 承継円滑化法第12条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び
		認定申請の提出書類の写し(要綱第5条第4項に該当する場合)